

テ ー マ 設 定 型 (課題提示型)	内 容	
	行政が地域の課題と認識している事項を示し、市民公益活動団体等から事業計画を公募するもの。	
	市民公益活動団体等登録制度	
	<p>(趣旨) 協働政策提案制度については、市民生活に直接影響がある重要な案件もあるため、提案側になる市民公益活動団体は、協働の理念に基づくまちづくりへの意欲と、事業を確実に実行できる活動力が必要である。</p> <p>のことから、提案制度の選定を円滑に進めるため、参画の意思がある団体には一定の要件を満たしている旨の登録が必要と考える。</p>	
	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政がすでに関心を持っている課題の解決を、協働というアプローチで行うことができる。 ● 事業担当者がある程度希望した課題なので、NPO 等との合意形成が比較的容易である。 ● 事業担当課を決めやすい。 ● NPO 等が応募を考えるきっかけや企画のヒントとすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政が課題として認識しているテーマに限られる。 ● 課題によっては、ふさわしい力量を有する提案者が存在しない可能性がある。 ● 行政の複数部署にまたがる内容の提案がされる可能性は少なくなる。 ● 行政の提案する課題が、提案者にとって魅力を感じないものである場合、応募が減るおそれがある。
	この仕組みを採用した理由(他自治体の事例)	
	千葉県 『パートナーシップ要領』	平成 15 年度の制度実施当初は NPO からの自由な提案のみを募集していたが、県行政が抱える課題に関する情報提供が必要との要望が NPO、県の双方からあったため、平成 16 年度から県側からの課題提起に対する協働事業提案も募集している。
	豊中市 (提案公募型委託制度)『要領』	市の行政課題を克服するために、市が課題を提示して市民公益活動団体等から広く企画提案を募り、審査、決定後は協議に基づいて仕様書を作成し、委託契約を結んでいる。 NPO の事業力強化に向けたステップの 1 つとして位置づけている。(市民公益活動推進助成制度→提案公募型委託制度→協働事業提案制度)
	【採用市抜粋】 川西市(併)「綱」、甲賀市(併)「綱」、深谷市(併)「綱」、石狩市(併)「綱」、大津市(併)「綱」、伊丹市(併)「綱」、相模原市(併)「綱」、千葉市(併)、逗子市(併)「綱」、栗東市(併)「規」、柏市(併)「規」、藤沢市(併)「綱」、旭川市(併)「綱」、厚木市(自)「綱」 etc.	

※(併) テーマ型、自由提案型を併設 (自)自由提案型 「綱」は要綱、「規」は規則

テーマ設定	行政の提示するテーマの企画提案募集→課題テーマを募集する。東海市
-------	----------------------------------